

## 足立区老朽家屋等審議会運営要綱

### (目的)

第1条 足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成23年足立区条例第44号。以下「条例」という。）第8条及び足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則（平成23年足立区規則第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、足立区老朽家屋等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、次のように定める。

### (組織)

第2条 審議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。この際、再任を妨げない。

### (表決)

第4条 会長は、委員として議決に加わることができない。

### (審議会への諮問)

第5条 区長は、建物等が危険な状態と認めたとき又は、条例第7条の措置を行う必要がある場合は、別記様式に記載のうえ、審議会に諮問するものとする。ただし、別に会長が指定するものについては、この限りでない。

### (審議会の審議等)

第6条 審議会は、前条の規定により諮問された事項について、建物等の状態及び周辺地域に及ぼす影響を総合的に勘案し、その対応方針及び措置内容を決定する。

### (決定の報告)

第7条 会長は、審議会の審議結果を区長に報告する。

付 則（23足都建発第3509号 平成23年11月1日 区長決定）

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則（25足都安発第783号 平成25年6月25日 都市建設部長決定）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	役 職
委員	学識経験者
委員	弁護士
委員	建築士
委員	足立区総務部総務部長
委員	足立区総務部法務課長
委員	足立区総務部危機管理室長
委員	足立区都市建設部長
委員	足立区都市建設部建築室長
委員	足立区都市建設部建築室長付建築審査課長

事務局

足立区都市建設部建築室長付建築安全課

(別記様式)

足立区老朽家屋等審議会 付議書

年 月 日  
諮問番号 号

会議に付議する事項			
会議に付議する理由 (状況説明)			
付議する家屋等	土地登記	所在	地番： (住所： )
		地積	m <sup>2</sup>
		土地所有者	(氏名) (住所) 別紙のとおり
	建物登記	種別	家屋・その他 ( )
		構造	木造・非木造 ( ) 階建 その他 ( )
		面積	m <sup>2</sup>
		建築年月日	
		使用状況	
建物所有者	(氏名) (住所) 別紙のとおり		
権利関係			

添付書類：案内図、地形図、危険度判定調査票、その他 ( )

付議結果 本物件は、 <input type="checkbox"/> 危険である { <input type="checkbox"/> 勧告すべきもの <input type="checkbox"/> 緊急安全措置を行うべきもの} <input type="checkbox"/> 当面危険性はない { <input type="checkbox"/> 指導継続すべきもの <input type="checkbox"/> 指導不要} (理由)
--